

## 児童福祉法からも見棄てられる、 児童養護施設の子どもたちを助けてください

長い間、児童養護施設の暴力・性暴力はなかったことにされてきました。

児童養護施設の職員が知らなかったわけではありません。

「児童養護施設の子どもは、上級生の性器をなめて育つ」と豪語した職員がいました。

「性器なめは児童養護施設の文化だ」と言い放つ職員がいました。

「児童養護施設の困った性習慣を直したい」と悩んでいる職員もいました。

幼児たちに「バナナ遊びをしよう」と幼児に性加害する職員もいました。

ぬくもりを求める子どもに、性的な「ぬくもり」を教える職員もいました。

初潮を迎えた子どもを、妊娠してしまうと里親に出そうとする職員もいました。

実際に妊娠させられ、中絶したり、出産した子どももいました。

そして、多くの職員は、子ども間の性暴力を知りながら、ただ困っていました。

児童相談所の職員が知らなかったわけではありません。

「施設から来た子どもが、施設で性被害を受けていたようだ」と里親が訴えると、子どもを引き上げ、隠蔽する公務員である児童福祉司がいました。

施設からの性的事故報告に、「対応したから被措置児童等虐待（ネグレクト）ではない」と、無かったことにして公表しない公務員の児童福祉司がいました。

児童福祉の専門家が知らなかったわけではありません。

子どもの虐待防止学会などでも、児童養護施設における児童間性暴力の調査論文が数多く報告されました。

ところが一部の専門家は、「安全委員会方式」など子どもを守る取り組みを「子どもの権利侵害」と批判・妨害するばかりで、防止策や早期発見策の対案を出しませんでした。それどころか、千葉大会の「安全委員会方式」のシンポジウム企画に横槍を入れ、つぶしました。「新しい社会的養育ビジョン」では、施設の子ども間性暴力を「あってはならないことだから、ない」として、検討項目にすらあげませんでした。学会は、名称を「家庭の子ども虐待防止学会、スローガンを「すべては家庭の子どもの笑顔のために」とし、児童養護施設の子どもは対象外であることを明確にして欲しいです。

ボランティアが知らなかったわけではありません。

児童養護施設の子どもを支援するNPO団体は、「子ども間の性暴力を指摘すると施設の協力が得られなくなる」と子どもの暴力・性被害の声を聞かなかったことにしました。

里親が知らなかったわけではありません。

里親は、施設から委託された子どもの性被害を訴えると子どもを引き上げられるので、子どもを守るために沈黙しました。結果として、施設の子どもたちは見捨てられました。

厚生労働省が知らなかったわけではありません。

毎年報告される被措置児童等虐待報告書に、数は少ないながらも「ネグレクト」として報告されました。厚生労働省は、対応策を検討せず、通知も出しませんでした。

性暴力を受けなかった運のいい児童養護施設出身者が知らなかったわけではありません。

「全ての児童養護施設で性暴力があるわけではない」と、性暴力を受けた施設出身者を黙らせました。

性暴力を受け施設を出た子どもたちは、児童養護施設で受けた性暴力のトラウマから、自殺したり、心を病んで精神病院に入ったり、ホームレスになったり、性風俗に行ったり、薬物などの依存症になってつぶれていきました。傷害や殺人などの犯罪を犯す出身者もいました。

生き延びた人も、生き延びるのに精一杯で、児童養護施設の地獄を訴えられる人はいませんでした。

戦後70年間、すべての関係者が沈黙する中で、

子どもが子どもをレイプし、被害児が長じて年下の子どもを性加害する、子どもの生き地獄が続きました。70年間もの間、社会から見捨てられた子どもは、施設の中でも見捨てられ続けていました。

私たち人間は、性をとおして命を生みます。

性は、私たちの命の源です。

その命の源である性が、児童養護施設の子どもの性の性が侵害されています。

子どもたちの性への侵害は、子どもたちの命への侵害です。

子どもたちの性への侵害は、子どもたちの未来への侵害です。

子どもたちの性への侵害は、子どもたちの人生への侵害です。

子どもたちの性への侵害は、子どもたちの性アイデンティティを歪めます。

幼いころに性被害を受けて育った子どもが上級生になり、

自分がさせられたように小さい子どもに性器をなめさせます。

自分がされたように、小さい子どもをレイプします。

幼い子は、自分がされた性行為を、意味もわからずに他の子どもにします。

**男の子から男の子へ、男の子から女の子へ、**

**女の子から女の子へ、女の子から男の子へ、**

すべての組み合わせの性暴力が拡大していきます。

もちろん、性被害を受けても、加害しない子どももいます。

被害を受ける子ども、加害する子ども、みんなトラウマでボロボロです。

どうか、子どもが子どもを性加害する生き地獄から、子どもたちを救い出してください。



家庭の子どもの性被害を「魂の殺人」という方がいます。児童養護施設の子どもの性被害は、日常的防止義務も早期発見義務もありません。発覚したら放置さえしなければ、ネグレクトですらなく、国への報告義務もありません。児童福祉法そのものが、児童養護施設の子どものたちを見捨てています。

児童養護施設の子どもの生き地獄をなくすために、私たちは、次の対応策を国に求めます。

## 児童福祉法「被措置児童等虐待」の規定などを変更すること

1. 児童福祉法「被措置児童等虐待」の児童間暴力・性暴力を「放置」した場合のみネグレクトとなる規定を改め、児童間暴力・性暴力も「被措置児童等虐待」とすること。

(変更例)

第三十三条の十 ※対象者の追加

○被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

↓↓↓↓

被措置児童等虐待とは、施設職員「および同居人若しくは被措置児童」等が「他の」被措置児童等に行う次の行為をいう。

第三十三条の十三 ※児童間暴力・性暴力の放置規定の削除

○被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置—その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

2. 児童福祉法「被措置児童等虐待」の公表規定に、児童間の暴力・性暴力を加えること。

(※1が実現すれば自動的に公表対象となる)

(参考条文)

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

3. 児童福祉法「被措置児童等虐待」の規定に、障害者虐待防止法と同じように「日常的予防義務」「早期発見義務」を追加すること。

あわせて、「安全委員会方式」などの児童間暴力・性暴力を日常的に防止する仕組みや、早期発見する仕組みを、すべての児童養護施設等に導入することを義務付けること。

4. 安易に親子分離して、子どもを児童養護施設等に入所させるのではなく、まずは家庭養育の支援を充実させること。